

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例の制定に伴い、所要の改正を行います。
- 2 行政文書の写しの交付等の方法のうち、録音カセットテープ等によるものを削除します。
- 3 この規則は、令和5年4月1日から施行します。